

平成17年(行ウ)第161号 拉致被害者等認定請求事件

原告 古川朗子ほか1名

被告 国

答弁書

平成17年5月31日

東京地方裁判所第2部A係 御中

被告指定代理人

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省大臣官房行政訟務課

課付 佐竹毅

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部行政訟務部門

(送達場所)竹中あて

(電話 03-5213-1297)

(FAX 03-3515-7307)

部付 市原久幸

上席訟務官 岩見靖一

上席訟務官 竹中章

訟務官 高林正浩

訟務官 齋藤陽一

法務事務官 松島晋

〒100-8968 東京都千代田区永田町一丁目6番1号

内閣府大臣官房拉致被害者等支援担当室

副室長 佐野豪俊

主査 田中正智

第1 本案前の答弁

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 本案前の答弁の理由

1 はじめに

本件は、古川了子の母及び姉である原告らが、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（以下「法」という。）に基づき、古川了子が、法2条1項にいう「被害者」すなわち「北朝鮮当局によって拉致された日本国民」（以下単に「被害者」という。）であると認定することを求める訴えである。

原告らは、「了子に関して、法律の定める国の責務、すなわち、安否確認や帰国のための最大限の努力や、情報の把握・伝達・相談等のきめ細かな対応がなされるべき必要性は著しく高い。」と指摘している（訴状8ページ）。

しかし関係省庁・関係機関は、これまでに被害者として認定している者以外にも、北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない事案があることから、全力を挙げて国内外の調査・捜査を進めるなど、その安否の確認に最大限の努力をしているところである。国は、これらの調査・捜査の結果、北朝鮮当局による拉致行為があったとする情報が確認された場台には、速やかに被害者として認定することとしており、今後とも関係省・関係機関の緊密な連携を図りつつ、事実の解明に向けて政府一体となって取り組んでいくこととしている。また、被害者として認定されていない失踪者の家族に対しても、情報の提供や家族からの相談に応じること等の対応を行ってきており、今後も行っていくこととしている。

このような政府の取組みは、後記2において述べるとおり、もともと政府の責務として実施すべきものであり、この点については、法に基づく認定を行ったからといって新たな法的義務を生じさせるものではないし、また、原告らに新たな法的利益をもたらすものではない。

そのため被告としては、上記第1のとおり、訴え却下の答弁をせざるを得ないものである。その理由を法律的に説明すると、後記3のとおり、①訴えの利益を欠くこと、②原告適格を欠くこと、③重大な損害についての要件を欠くことということになる。

1 法の趣旨及び目的等

法は、「帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等の自立を促進し、被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給その他の必要な施策を講ずること」を目的とし（法1条）、法2条に基づき内閣総理大臣が認定した被害者については、法4条以下で、「帰国又は入国に伴い必要となる費用」の負担（4条）、拉致被害者等給付金等の支給（5条）、国民年金の特例（11条）、その他の必要な施策を具体的に規定している。

一方で、法は、「被害者及び被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにする」ことをも目的とし（法1条）、「国は、（中略）被害者及び被害者の配偶者等の帰

国又は入国のため、最大限の努力をするものとする。」(法3条1項)とした上、「国及び地方公共団体は、被害者及び被害者の配偶者簿の安否等に関する情報を把握し、速やかに被害者及び被害者の家族に伝えること、被害者及び被害者の家族からの相談に応じること等きめ細かな対応に努めるものとする。」(法3条4項)としている。しかし、その「責務」、「努力」、「努める」との文言からも明らかなおおりに、これらの規定の趣旨は、国及び地方公共団体がもともと負っている責務を確認したものであり、新たな法的義務を創設したものであるのではない。

すなわち、法は、被害者の帰国が具体化した場合には、法に基づく認定により被害者及び法2条1項にいう「被害者の配偶者等」(以下単に「被害者の配偶者等」という。)の取得する具体的な法的利益として、法4条以下に規定する帰国費用や、拉致被害者等給付金の支給等について新たな規定を設けたのであるが、それ以前の段階でも被害者及びその家族に対してなされるべき必要性のある対応(安否の確認、帰国のための最大限の努力や、情報の把握・伝達・相談等のきめ細かな対応)については、国及び地方公共団体がもともと負っていた責務を確認したものである。

3 本案前の答弁の理由

法には、認定を求めるための申請権についての定めがないため、本件訴えは、行政事件訴訟法(以下「行訴法」という。)3条6項1号の定めるいわゆる非申請型の義務付け訴訟である。非申請型の義務付け訴訟の訴訟要件としては、「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれ」(行訴法37条の2第1項)、原告適格(行訴法37条の2第3項、第4項)が必要となるほか、請求の当否について本案判決を受けただけの法的利益、すなわち訴えの利益が必要である。

(1) 訴えの利益を欠くこと

本件訴えについては、訴えの利益を欠くといわざるを得ない。

すなわち、上記2のおおりに、被害者の帰国が具体化する以前の段階において、被害者及び法2条1項にいう「被害者の家族」(以下単に「被害者の家族」という。)について法が規定している内容は、国及び地方公共団体がもともと負っていた責務を確認したものである。現に、関係省庁・関係機関においては、前記1のおおりに、法による認定の有無にかかわらず、全力を挙げて調査・捜査を行い、家族に対する情報の提供や相談に応じているところである。

現段階において、法に基づく被害者の認定を行ったとしても、このような責務に新たな法的義務が加えられるという関係にはなく、本件訴えについて本案判決をすることにより何らかの法的利益を新たにもたらすものではないから、本件訴えについては、訴えの利益

がないといわざるを得ない。

(2) 原告適格を欠くこと

行訴法3条6項1号に基づく義務付けの訴えは、「行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り」提起することができる（行訴法37条の2第3項）。そして、処分の相手方以外の者の「法律上の利益」の有無の判断については、行訴法9条2項の規定が準用され（行訴法37条の2第4項）、同項の定める要素を考慮して上記法律上の利益の有無が判断される。

原告らが義務付けを求める認定は、北朝鮮当局によって拉致された日本国民を相手方とするものであり（法2条1項）、古川了子の母及び姉である本件原告らは、認定の相手方以外の者に該当する。そのため、行訴法9条2項の準用により、法の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮して法律上の利益の有無が判断されることになる。

ところが、上記2のとおり、法は、被害者と被害者の配偶者等との関係では、帰国が具体化した後の帰国費用や、拉致被害者給付金の支給等の具体的な規定を置いているが、被害者の家族との関係では、もともと国及び地方公共団体が負っている責務を確認したものであり、原告らに新たな法的利益をもたらすものではない。

そうすると、古川了子が被害者と認定された場合に被害者の家族となる原告らは、認定により新たな法的利益を受けるものではないから、認定すべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に該当せず、原告適格がないといわざるを得ない。

(3) 重大な損害についての要件を欠くこと

行訴法3条6項1号に基づく義務付けの訴えを提起するためには、一定の処分がされないことにより、「重大な損害を生ずるおそれ」のあることが必要である（行訴法37条の2第1項）。

ところが、現段階において古川了子について法に基づく認定を行ったとしても、もともと国及び地方公共団体が負っている責務が確認されるにすぎず、新たな法的利益が生ずるものでないことは、上記において述べたとおりである。

したがって、本件においては、認定がされないことにより原告らに「重大な損害」を生ずるおそれがあるとまでは認められない。

第3 結語

以上のとおりであるから、被告は、本件訴えの却下を求める。